

別海町森林整備計画書



計画期間 自 令和 4年 4月 1日
至 令和14年 3月31日
(令和7年3月26日変更)

別 海 町

【変更の理由】

- 1 各森林面積及び各ゾーニング該当箇所の増減に伴う変更
- 2 地域森林計画の変更等に伴う記載内容の一部変更
- 3 概要図の追加

以上により、別海町森林整備計画を変更するもの

【変更計画が有効となる年月日】

令和7年4月1日

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項……………1

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)……………6

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項……………9

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 5 その他必要な事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法

その他間伐及び保育の基準…14

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の種類別の標準的な方法
- 3 その他間伐及び保育の基準
- 4 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項……………17

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 3 その他必要な事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項………21

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
- 5 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項……………23

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項……24

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他必要な事項……………27

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項……………30

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項…31

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項……………33

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項……………35

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林の整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

別表1 公益的機能別施業森林および木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

別表2 公益的機能別施業森林における森林施業の方法

別表3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域

別表4 鳥獣害防止森林区域

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、根室振興局管内のほぼ中央に位置しており、東は太平洋に面し、西は標茶町、厚岸町、北は標津町、中標津町、南は根室市、浜中町に面しています。

山岳がなく平坦な地形で、摩周湖から流れ出る西別川をはじめ、町内では各河川が太平洋へ注いでいます。また、海岸線には、道東の景勝地である野付・風蓮道立自然公園があり、その北部には、根室海峡の潮の流れが形成した砂嘴「野付半島」があります。さらに、南部には、野鳥の宝庫として知られる「風蓮湖」があります。

本町の総面積は、131,717haで、森林面積は、38,806haと総面積の29%を占めています。所有形態別では、国有林が10,419ha、道有林2,171ha、町有林7,162ha、私有林等19,054haとなっています。町有林及び私有林等のうち、カラマツ及びトドマツ・エゾマツ等を主体とした人工林の面積は、6,228haであり、人工林率24%で全道平均の27%より下回っているところです。年齢構成では、35年生以下の若い林分が3,504haで56%を占めており、今後、これらの森林を地域林業の振興に対応できる森林として整備していくことが当面の課題であるといえます。

森林の土地利用の基本的方向として、地域における最大の生産と福祉をもたらす「土地・水・森」の三資源の公共性を十分に認識して地域住民のニーズを考慮して合理的に利用を図る必要があります。

東部地区については、海岸沿いに位置しているため大半が防霧・魚つき保安林となっており、道立自然公園地域指定等を受けています。天然広葉樹で占められているので、地域の特徴を活かし自然環境の保全等を考慮しつつ、粗悪林分は整備を行い森林機能の充実を図るものとします。

また、中部・西部地区については、本町の基幹産業である酪農専用地帯に位置しており、酪農経営の健全化を図る一環として耕地の保全を目的としたカラマツを中心とする防風保安林が整備されていますが、住民の生活安全向上と産業発展に寄与するよう適性に維持管理を行うものとし、あわせて、地域が要望するオガ粉の斡旋や、林地残材を活用した家畜敷料、魚かす堆肥の水分調整材などの普及を図り、木質バイオマスの有効活用を図るものとします。特に本町の中心部に位置する中部地区においては、生活環境保全林整備事業により整備した「ふるさとの森」の森林空間の総合利用により、地域住民にやすらぎを与え、心を豊かにするなど人間性の回復に重要な役割を果たすものと期待されており、森林の持つ機能の維持向上を図り、森林の特性を活かしたレクリエーション等、保健休養や教育文化活動の場として活用できるように推進するものとします。

さらに近年、河川環境に対する町民の意識が高まり、漁協女性部をはじめ各種団体が河川周辺の植樹運動に取り組んでおり、本町としても、地域一体となり、森林整備及び河川環境の保全に努めるものとします。

2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止を果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性にも配慮する。

また、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施やリモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材等生産機能の維持増進を図るための森林整備を推進すべき森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公

益的機能別施業森林については、水源涵養機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「水源涵養林」、山地災害防止機能や土壌保全機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「山地災害防止林」、住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「生活環境保全林」、保健・レクリエーション機能や文化機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という）を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、また、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林については、「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図るものとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進するものとします。なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域		望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養林 水源涵養林	水源涵養林		下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業や保全を推進する。
	水資源保全ゾーン		下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林		下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を推進する。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林		樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のための有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理及び防風・防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林		身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡、名勝や天然記念物など一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。	保健、レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業や保全を推進する。 また、保健・風致等の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、自然条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備や保全を推進する。 なお、史跡、名勝や天然記念物など一体になって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備や保全を推進する。
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生育・生息に適した森林や周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生回避を図る施業や保全を推進する。
		保護地域タイプ	貴重な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・生息に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等 生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。 また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全にあたっては、気候、地形、土壌等の自然的条件や林業技術体系等を勘案するとともに、育成のための人為の程度及び単層・複層という森林の階層構造に着目し、次の3つの施業方法により、森林の区分に応じた望ましい森林の姿に誘導します。

区 分	施 業 方 法	対 象 と す る 森 林
育成単層林施業	森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業	・人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林 ・森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林
育成複層林施業	森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業	・人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林
天然生林施業	主として自然に散布された種子などにより森林を成立し、維持される施業	・ササ類等の繁茂が少なく、天然力による更新が確実に図られる森林 ・国土の保全・自然環境の保全・種の保全等のための禁伐等の制限のある森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

次の地区については、それぞれの状況に合わせて施業を行うものとします。

- ア 東部地区においては、広葉樹の育成を図るとともに、天然生不良広葉樹は積極的に林種転換を図るものとします。
- イ 中部・西部地区においては、伐期を迎えつつあるカラマツ防風林を防風効果の維持を図るべく交互更新を図るとともに、残存林帯についても、除伐、枝打ちを中心に計画的かつ効率的な事業を推進するものとします。
- ウ 町内を横断する旧鉄道防風雪林においては、防風効果等を重視した長期育成循環施業を取り入れた整備に努めるものとします。

- エ 町内主要7河川においては、河川環境整備を目的とした広葉樹を主体とした多様な樹種や異なった樹齢の林分構成により山地災害防止機能を発揮可能な森林の整備を進めるものとします。
- オ 河川との落差の多い当幌川流域の森林については、長伐期施業や複層林施業を積極的に推進するものとします。
- カ 町内中心部に位置する「ふるさとの森」をはじめ各集落近郊に位置する森林においては、里山林を保全するとともに地域住民の憩いの場としての活用を図るものとします。
- キ さらに、これらの森林整備を推進する上で最も重要となる林業労働力について、本町の林業労働の担い手である別海町森林組合は、現在、造林・保育作業を中心とした体制となっているが、今後主伐期を迎える林分が多く、また、間伐などの森林施業を計画的に集約推進するためにも、高性能林業機械の導入、森林整備における調査・測量等の委託など、本町における森林施業を計画的に実施するための体制整備を推進するものとします。

(3)その他必要な事項

- ア 保育・間伐後に発生する枝条等についても適切に処理し、立木被害の一要因とならないよう十分留意するものとします。
- また、長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めるものとします。
- イ 森林の有する公益的機能が重視される森林で台風の経路等で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新(地表処理等)を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。
- ウ エゾシカの被害状況等森林の状態を適確に把握し、被害のある林分又はおそれのある林分においては、適切な防除を早期に行うよう努めるものとします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、町及び国有林等、流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、地域材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進にあたっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての木質バイオマスの有効利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むものとします。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

1 樹種別の立木の標準伐期齢

本町における立木の標準伐期齢は、標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に次のとおり定めます。

樹 種		林 齢
人 工 林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	30
	ヤナギ(注1)	5
	その他広葉樹	40
天 然 林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹(注2)	25

(注1) 敷料等の木質バイオマス利用の促進を図るため短伐期で主伐を繰り返すヤナギ林に限るものとし、保安林及び保安施設地区並びに公益的機能別施業森林は除きます。

(注2) 「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

(注3) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものであり、森林経営計画の認定基準や保安林の伐採における適否判定基準等に利用されます。なお、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

I の2の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により、立木を伐採するものとします。

(1) **立木の伐採(主伐)の標準的な方法** 次のとおり、立木の伐採(主伐)の標準的な方法を定めます。なお、立木の伐採・搬出にあたっては、国が示す「主伐時における伐採・搬出方針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整備第1157号林野庁長官通知)に即した方法により伐採するとともに、第8の3林産物の地用に関する事項と整合して伐採を行うこととする。

ア 立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によるものとします。

(ア) 皆伐

皆伐については、主伐のうち(イ)の択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、適確な更新を図るものとします。

なお、一箇所あたりの伐採面積は、原則として20haを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めるものとします。

伐採の時期については、地域の森林の齢級構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮するものとします。

なお、ぼう芽により更新を確保する場合は、イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等の更新が確実なものを対象とし、優良なぼう芽を発生させるため、樹液の流動期(6～8月)を避けて伐採するものとします。

(イ) 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行うものとします。

なお、択伐にあたっては、原則として材積にかかる伐採率が30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下)とし、森林の有する多面的機能の維持増進が図られるよう、適切な林分構造とするものとします。

イ 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとします。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理することとします。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等に配慮して行うものとします。

なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られよう配慮したものとします。

エ 複層林施業の主伐にあたっては、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うものとし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び計画的な実施間隔により行うものとします。

オ 効率的な施業を実施するための帯状や群状等、まとまりを持った伐採を行う場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の縮小、伐採箇所の分散等に配慮するものとします。

伐採後に人工造林を行う場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するため、伐採率はおおむね40%以下を目安とします。

- カ 天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性などを勘案し、伐採率はおおむね40%以内を目安とし、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案するものとします。

3 その他必要な事項

- ア 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置するものとします。

- イ 次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めるものとします。

(ア) 確実な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等

(イ) 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等

(ウ) 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

- ウ 伐採作業等に伴う立木の損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板(あて木)を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めるものとします。

- エ 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業期間中に大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めるものとします。

なお、水道取水施設の上流域で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬期間に行うなど時期や方法に配慮するものとします。

また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意するものとします。

- オ 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うものとします。

特に、クマゲラ、シマフクロウ、クマタカ及びオオタカなどの希少鳥類等について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うものとします。

- カ 集材路とは、立木の伐採・搬出等のための林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、I の2の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をするものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択するものとします。

(1)人工造林の対象樹種

次のとおり、人工造林の対象樹種を示します。

ア 人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材需給等にも配慮することとし、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとします。

イ 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとし、特に河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとします。

ウ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、植栽樹種を選定するものとします。

【人工造林の対象樹種】

樹 種 名	備 考
カラマツ・トドマツ・エゾマツ・アカエゾマツ・イヌエンジュ グイマツ(F1・クリーンラーチ含む)・ヤチダモ・カツラ・カンバ類・ドロノキ・ハンノキ・ミズナラ・バラ科・カエデ科・その他郷土樹種	

* なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

(2)人工造林の標準的な方法

次のとおり、造林の標準的な方法を示します。

ア 育成単層林を導入又は維持する森林

(ア) 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、地質、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。

特に、水源涵養林、山地災害防止林^{かん}にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

(イ) 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

(ウ) 地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うものとします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

(エ) 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、植栽後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うものとします。

【植栽時期】

区 分	樹 種	植 栽 時 期
春 期	トドマツ・アカエゾマツ	～ 6月10日(6月21日)
	カラマツ・その他	～ 5月31日(6月21日)
秋 期	トドマツ・アカエゾマツ	9月上旬 ～ 11月上旬
	カラマツ・その他	9月上旬 ～ 11月中旬

※()については、クール苗木とする。

(オ) コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1の(2)のアの(エ)の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

(カ) 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めるものとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとします。

なお、植栽本数の検討にあたっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性に優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、疎仕立てを基本とします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するものとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用を検討するものとします。

【植栽本数】

単位 本/ha

仕立ての方法	樹 種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2, 500	2, 500	2, 500	2, 500	3, 000
中庸仕立て	2, 000	2, 000	2, 000	2, 000	2, 500
疎仕立て	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500	—

* なお、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うよう努めるものとします。

(キ) 効果的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入について努めるものとします。

なお、コンテナ苗の植栽時期については、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、第2の(2)のアの(ウ)の時期によらないものとするが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めるものとします。

イ 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保するものとします。

なお、植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図るものとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図るものとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、天然下種更新ではイタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなど高木性の樹種とし、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど高木性でぼう芽性の強い樹種とします。

(2) 天然更新の標準的な方法

次のとおり、天然更新の標準的な方法を示します。

ア 天然更新完了の判断基準

第2の2(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種(注1)の稚幼樹等(注2)が幼齡林(注3)では成立本数が立木度(注4)3以上、幼齡林以外の森林では林地面積(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齡林では、成立本数が立木度3以上、幼齡林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うものとします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成 24 年 5 月 15 日付け森林第 111 号森林計画課長通知)によるものとします。

(注1)「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2)「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3)「幼齡林」とは、伐採後おおむね 15 年生未満の森林をいいます。

(注4)「立木度」とは、幼齡林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。なお、伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、別途定める「天然更新完了基準書の制定について」によるものとします。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数(注6)} \times 10$$

(注5)「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6)「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

【天然更新の対象樹種の期待成立本数】

広葉樹		針葉樹(中層、下層は広葉樹に準ずる)	
階層(注 1)	期待成立本数	階層(注 1)	期待成立本数
上層	300本/ha	上層(カラマツ)	300本/ha
中層	3, 300本/ha	上層(その他針葉樹)	600本/ha
下層	10, 000本/ha		

(注1):階層の定義は以下のとおり。

上層:母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齡林、老齡林(天然林の標準伐期齡)

中層:伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの。

下層:中層木よりも樹冠面積が小さいもの。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を行う場合には、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うものとし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うものとします。

また、ぼう芽により行う場合には、樹液の流動期(6~8月)を避けて伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき又は植込み等を行うものとします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保するものとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意するものとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保するものとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図るものとします。植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、別表3のとおり定めます。

a 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

b 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や、周囲 100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

また、次の箇所は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないものとします。

a 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林

b 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林

c 公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林

d 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林

e ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林について、別表のとおり定め、主伐を行う場合は、伐採跡地の更新すべき期間内に人工造林を行う必要があります。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定めます。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

Ⅱの第2の1の(1)による

イ 天然更新の場合

Ⅱの第2の2の(1)による

(2)生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を定める。

5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数は、別途定める「天然更新完了基準書の制定について」によるものとします。

5 その他必要な事項

ア 伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への植林を推進します。

イ エゾシカによる食害のおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたり、嗜好性の低い樹種を検討するものとします。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

ア 育成単層林施業

間伐は、林木の生育の促進及び健全化を図るため、林冠がうっ閉(隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆うようになることをいう。)して林木相互の競争が生じ始めた時期をその開始時期とし、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう適切な伐採率及び繰り返し期間により行うものとします。

資源の循環利用林にあっては、自然条件や経営目的に応じ、適切な間伐を行い、利用価値の向上を図るものとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等の目安については、次のとおりとします。

樹種	施 業 方 法	間伐の時期(林齢)					選木方法: 定性及び定量
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ 【グイマツとの 交配種 を含む】 (一般 材)	植栽本数: 2,000 本/ha 仕立て方法: 中庸仕立て 主伐時の設定: 450 本/ha	26	36	48	—	—	選木方法: 定性及び列状
							間伐率(材積率): 20~35%
							間伐間隔年数
							標準伐期齢未満: 10年 標準伐期齢以上: 11年
トドマツ (一般 材)	【防風林施業】 植栽本数: 2,500 本/ha 仕立て方法: 中庸仕立て 主伐時の設定: 470 本/ha	18	24	30	—	—	選木方法: 定性及び列状
							間伐率(材積率): 35%
							間伐間隔年数
							標準伐期齢未満: 6年
アカエゾマツ (一般 材)	植栽本数: 2,000 本/ha 仕立て方法: 中庸仕立て 主伐時の設定: 400 本/ha	18	25	33	44	—	選木方法: 定性及び列状
							間伐率(材積率): 20~35%
							間伐間隔年数
							標準伐期齢未満: 8年 標準伐期齢以上: — 年
アカエゾマツ (一般 材)	植栽本数: 2,000 本/ha 仕立て方法: 中庸仕立て 主伐時の設定: 400 本/ha	23	29	37	47	60	選木方法: 定性及び列状
							間伐率(材積率): 20~35%
							間伐間隔年数
							標準伐期齢未満: 9年 標準伐期齢以上: — 年

注1)「カラマツ間伐施業指針」、「トドマツ人工林間伐の手引き」及び「アカエゾマツ人工林施業の手引き」((地独)北海道立総合研究機構林業試験場発行)などを参考とした。また、防風林施業は「防風林維持管理マニュアル(根室振興局森林室 平成 27 年度発行)」を参考とした。

注2) 植栽本数・主伐時の生産目標及び仕立て方法により、間伐時期が異なることに留意すること。

注3) 保安林の場合は指定施業要件の間伐率(材積率)を超えないようにする。

イ 育成複層林施業

適正な林分構造が維持されるよう、下層木の成長に伴い適切な伐採を繰り返し行い、下層木の成長を促すものとします。

また、針葉樹林から針広混交林へ誘導する森林においては、広葉樹の侵入・成長を促すよう適時適切な間伐・伐採を行うものとします。

2 保育の種類別の標準的な方法

ア 育成単層林施業

(1) 下刈り

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作

業方法により行うこととし、その終期は、植栽木の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとします。

(2) 除伐

下刈りの終了後、林冠がうつ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成することとします。

(3) つる切り

育成の対象となる林木の健全な成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くものとします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

(4) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策は、野生鳥獣による樹木への被害が見込まれる森林において、植栽樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うものとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

【下刈り】

樹種	年									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カラマツ	←→									
トドマツ	←→									
アカエゾマツ	←→									

注1)「森林総合技術セミナー・テキスト 人工林の施業－保育編－(北海道立林業試験場監修)」を参考とした。

注2) 下刈りは、現地の状況に応じて、省略や隔年での実施、早期の終了を検討すること。
年2回の下刈りは、植栽木と下層植生の競合状態などを把握した上で、必要な場合のみ実施すること。

【つる切り・除伐】

樹種	年 植栽	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
カラマツ	春					○					
	秋						○				
トドマツ	春						○				
	秋							○			
アカエゾマツ	春						○				
	秋							○			

注) カラマツには、グイマツ等を含む。

イ 育成複層林施業

適正な林分構造が維持されるよう、適切に保育を行うものとします

なお、保育の方法等については、ア 育成単層林施業に準じます。

3 その他間伐及び保育の基準

(1) 木材等生産林において留意すべき事項

持続的・安定的な木材等の生産を図るため、適切な間伐を推進するものとします。また、木材等の資源の効率的な利用を考慮し、大径材の生産を目的とした長伐期施業を導入する林分については、高齢級においても間伐を実施するものとします。

(2) その他間伐及び保育に関する留意事項

防災的な見地から林地崩壊や流木被害のそれがある地域については次の事項に留意して森林施業を行い、間伐の推進に努めるものとします。

- a 間伐や枝払い等の保育を積極的に行い、下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るものとします。
- b 間伐等による伐倒木や林地残材のうち、河川に流出するおそれのあるものについては、極力林外へ搬出するものとします。

4 その他必要な事項

枝打ちに関しては、生産目標及び生育状況に応じ適切な時期により行います。

また、保育コスト低減を図るため林地の状況に適した作業システム、高性能機械による効率的な作業システムの導入や列状間伐を推進するとともに、集材距離を考慮した路網の整備を進め、施業の集約化を図ることにより、施業の省力化・効率化に努めることとします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における施業の方法は次のとおりです。

(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(水源涵養^{かん}林)

ア 区域の設定

水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源^{かん}地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養^{かん}機能の評価区分が高い森林など水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

- (ア) 森林の有する土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林(山地災害防止林)

土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止・土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

- (イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林(生活環境保全林)

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林をそれぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ別表1のとおり定めます。

- (ウ) 保健・レクリエーション文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林(保健・文化機能等維持林)

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名称天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図るものとし、具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することとを可能とします。

なお、(準)生活環境保全林の森林施業の方法については、水源涵養林又は木材等生産林に準ずるものとします。

また、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地

域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表2のとおり定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利などから効率的な森林施業が可能な森林で、その区域及び当該区域内における施業の方法は次のとおりです。

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定めます。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとします。

(2) 施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林においては、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化などを通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な材木などの生産が可能となる資源構成になるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

なお、木材等生産林においては、製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化を図るなど木材の利用目的に応じた時期で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については次表を目安として定めるものとします。

【区域の設定の基準及び施業方法に関する指針】

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

【生産目標に対する主伐時期】

樹 種	主伐時期の平均直径	仕立て方法	主 伐 時 期
カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	一般材生産・30cm	中庸仕立て	60年
トドマツ	一般材生産・27cm	中庸仕立て	55年
アカエゾマツ	一般材生産・30cm	中庸仕立て	75年

3 その他必要な事項

北海道の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、第4の1の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

(1)水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水資源保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定めます。

特に北海道水資源の保全に関する条例(平成24年北海道条例第9号)第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について林小班単位で定めます。

イ 施業の方法

水源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小に努めるものとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林として定めます。

また、特に急傾斜地等土砂崩壊、又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

施業の実施にあたっては、森林作業道や集材路等の敷設や重機使用に伴う河川・湖沼への土砂流出防止が図られるよう特に配慮するものとします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

(2) 生物多様性ゾーン(水辺林タイプ)

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与えるおそれのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、町が特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について定めます。

イ 森林施業の方法

保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えるものとします。

(3) 生物多様性ゾーン(保護地域タイプ)

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定めます。

イ 森林施業の方法

保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図るものとします。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町における私有林等の森林所有者は、5ha以下の森林を所有する小規模森林所有者が所有者数の98%を占めています。また、私有林等のうち、24%は、カラマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、別海町森林組合による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の経営の受委託等による森林経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、森林所有者等への働きかけ、施業

集約化と長期の施業受委託等に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めることとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、本町による森林の土地の所有者届出制度の運用や、固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進することとします。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めることとします。

今後、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は受託を実施する際には、受託者である森林組合と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結するものとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内(5カ年間)において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護を含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権限や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基にするとともに必要に応じて課税台帳を確認した上で経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

5 その他必要な事項

該当なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

道有林、町有林、私有林等面積28,387haの所有形態別をみると道有林2,171ha(8%)、町有林7,162ha(25%)、私有林等19,054ha(67%)となっています。

特に、私有林等についてみると森林所有者数は、1,977人で、そのうち農業経営所有者が59%を占め、面積で8,584ha、面積率で45%となっています。また、私有林等面積の23%にあたる4,403haが不在村所有者です。

今後、森林施業を計画的、効率的に行うため、町・森林組合・森林所有者が地域ぐるみの推進体制を整備するとともに、集落単位での森林の施行の集約化を図っていくものとし、長期・短期の施業委託や路網の整備により、地域の森林整備を森林組合が中心となって計画的に進めていくものとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本町で、林家個人で伐採・造林・保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、森林法第10条の11の8第1項で規定される施業実施協定の促進を図り、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等について森林施業の共同化を図るものとします。

森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけるとともに、その地区集会を利用して、また、不在村森林所有者については、町及び森林組合が、ダイレクトメール等を利用して、森林の機能及び森林管理の重要性を認識させるとともに、林業経営への参画、意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すものとします。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全や施業の受委託を推進するための条件整備として、境界の明確化などにより適切な森林管理を進めるものとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する場合には、次の事項に留意することに努めるものとします。

(1) 森林施業共同化重点地区の設定

○森林施業共同化重点地区の設定計画

地区の名称	地区の所在	区域面積	対図番号
該当なし			

(2) 共同して森林経営計画を作成する際の留意事項

- ア 共同して森林施業を実施しようとする者(以下「共同施業実施者」という。)は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこと。
- イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業方法をあらかじめ明確にしておくべきこと。
- ウ 共同施業実施者の一人が①又は②により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることがないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくべきこと。

4 その他必要な事項

該当なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準及び作業システム

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

なお、次の表は木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採や搬出を伴わない施業(造林、保育)を行う箇所に適用するものではありません。

単位 路網密度:m/ha

区分	作業システム	路網 密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0° ~ 15°)	車両系作業システム ^(注1)	110 以上	35 以上
中傾斜地(15° ~ 30°)	車両系作業システム	85 以上	25 以上
急傾斜地(30° ~)	架線系作業システム ^(注2)	20<15> ^(注3) 以上	20<15> ^(注3) 以上

(注1)「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。使用する林業機械は、グラブブル、フォワーダなど。

(注2)「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。使用する林業機械は、タワーヤーダなど。

(注3)「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

(2) 作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化及び高効率化を図るために、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることに主眼を置いた労働生産性の向上が不可欠とな

ります。

このため、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。

特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置するものとします。

【作業システムのモデル】

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地 (0° ～15°)	フェラーバンチャー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・ プ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》	ロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
	フェラーバンチャー	スキッド【全木集材】	ハーベスタ・ プ	グラップルローダ
			ロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
	ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ)
	ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)
中傾斜地 (15° ～30°)	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・ プ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》	ロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
急傾斜地 (30° ～)	チェーンソー	スイングヤード 【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・ プ ロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)

※()は、前工程に引き続き同一樹種により実施する工程について記載。

※【 】は、集材方法。

※集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ(全幹)を集材に活用している事例がある。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

本計画の期間内に作業路網の整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)を次のとおり設定します。

【路網整備等推進区域】

路網整備等推進区域名	面積	開設予定路線	開設予定延長	対図番号	備考
潮美地区	73ha	潮美線	1,900m		令和5年度施工済
		潮美1号支線	500m		令和6年度施工済
		潮美2号支線	500m		令和6年度施工済

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針の制定について(平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知)を基本として、北海道が定める林業専用道作設指針(平成23年3月31日付け森林第1280号北海道水産林務部長通知)に則り開設します。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

基幹路網は、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に、森林施業の優先順位に応じた整備を推進するものとします。

単位 延長:km 面積:ha

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車 道	林業専 用道	尾岱沼	潮美線	1.9-1	73	1		町 有 林 及 び 私有林等 道 有 林
			尾岱沼	潮美1号支線	0.5-1	16	1		
			尾岱沼	潮美2号支線	0.5-1	23	1		
			尾岱沼	第3戸春別1号支線	1.6-1	60	1		
			尾岱沼	第3戸春別2号支線	1.1-1	30	1		
			床丹	65林班線	1.0-1	211	1		
				計(町有林及び私有林等)	5.6-5	202			
				計(道有林)	1.0-1	211			
拡張						拡張の計画なし			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け林整第885号林野庁長官通知)、
「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、
路線(施設管理者)を定め、台帳を作成して適切に行うものとします。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知)を基本として、北海道が定める森林作業道作設指針(平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知)に則り開設します。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

北海道が定める森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が森林施業の目的に従って継続的に利用できるよう適切に管理を行うものとします。

4 その他必要な事項

該当なし。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

本町の林家の大部分は、経営規模が5ha未満の零細所有者であり、さらに保有森林も7齢級以下の若齢林が多いため生産性も低く、林業のみで生計を維持することは困難な状況にあります。

したがって、森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道・作業路網の路網整備による生産コストの低減及び労働強化の低減を図るものとします。

また、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努める一方、森林組合の作業班編成を拡充することにより体質改善を図り、組合員と密着した協同組合として機能を十分発揮できるよう、各種事業の受委託拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努めるものとします。

(2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

計画的な森林の整備を担うことができる人材を確保育成するため、担い手支援センター等が実施する段階的かつ体系的な研修により、林業の基本的な知識や資格を有するフォレストワーカーから現場管理者としての指導や間伐等の作業の工程管理等ができるフォレストリーダー、関係者と連携して経営にも参画できるフォレストマネージャーまでの段階的なキャリア形成を支援するとともに、路網の整備や高性能林業機械の操作、ICT等を活用したスマート林業など高度な技術や専門知識を有する技術者を育成します。

また、林業に就業する人材の確保と定着を図るため、就業相談会などによる事業者とのマッチングのほか、都市部の地方移住希望者などへ向けた林業の魅力発信などにより、新規参入者の確保を図ります。

就業後は、教育、能力評価方法の改善や体系的なキャリアアップを図るための研修の実施、下刈りなどの作業の軽労化、他業種と連携などによる通年雇用化、若手林業従事者等によるネットワークづくりの支援などの取組を促進し、若者や女性をはじめとする林業従事者が安心して就業・定着できるよう環境づくりを進めます。

ア 林業労働者の育成・確保

林業労働者の育成の課題は、林業経営の安定と経済性の向上を図り、山づくりへの意欲を起こさせるものと、働く者にとって他産業と同等以上の雇用条件を図ることが重要です。

本町林業は、小規模経営で、しかも農業との兼業が殆どであるため、農業の振興策とともに林

業労働者の育成対策を進めることも重要です。

また、林業従事者に対する技術研修の受講を推進し、林業従事者の技術向上、さらには、労働条件の改善に努め、雇用の安定化・通年化に努めるものとします。

イ 林業後継者等の育成

林業後継者等の育成のため、次のとおり対策を進めるものとします。

- (ア) 農業を含む農林業後継者は、労働加重等の労働環境条件の厳しさ及び収入が不安定であることなどから、現状では増加は期待できない状況にあります。このため森林組合労務班への期待が大きくなっており、森林組合の施行体制を確立し、森林組合としての機能を十分発揮できるよう指導に努めます。
- (イ) 道内外の木材市場の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の開拓について本町としても検討するものとし、林業経営の魅力を高めるようにするものとします。
- (ウ) 各種林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発・普及及び後継者の育成に努めるものとします。
- (エ) 林業後継者の活動拠点となる施設の整備

(3) 林業事業体の経営体質強化方策

本町の林業の担い手である森林組合においては、森林所有者との連携の強化を図り、施業の共同化による受注体制の整備により、経営の多角化等を通じた事業量の安定的確保を図ることにより就労の安定化・通年化を図るものとします。

また、労務班員の労働安全の確保・月給制・休日の導入及び各種社会保険への加入による勤務体系・賃金体系の改善を図り雇用の通年化に努めるものとします。

さらに、北海道において、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから、本町においても、森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める登録林業事業体の活用に努めます。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

本町の森林の人工林は、7齢級以下が56%を占め、保育・間伐等の森林施業が最も必要な時期となっています。また、今後も主伐期を迎える人工林が同程度に継続する傾向にあります。しかし、林家の経営は零細で、かつ、林道等の基盤整備が十分でないことなどから、機械化の遅れは顕著で林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るため、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化は重要な課題となっています。

今後、将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化を図るため、高性能林業機械による作業システムの普及を促進します。

また、高性能林業機械の導入及び効率的な利用を確保するため、機械の共同利用組織の設立等、林業機械の利用体制の整備に積極的に取り組むものとします。

さらに、ICT 等の先進技術を幅広く活用したスマート林業を展開し、安全で効率的な森林施業の定着を推進します。

(2) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

区 分		現 状(参考)	将 来
伐 倒		チェーンソー	チェーンソー・ハーベスタ
造 材		チェーンソー	チェーンソー・ハーベスタ
集 材		林内作業車・小型集材機	林内作業車・小型集材機
造林・保育等	地拵・下刈	チェーンソー・刈払機	チェーンソー・刈払機
	枝 打	人 力	リモコン自動枝払機

(3) 林業機械化の促進方策

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標を次のとおりとし、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進するものとします。

- ア 森林組合によるハーベスタ等の高性能機械の導入
- イ 森林組合を中心とした枝打ち作業等による森林施業の機械化を推進
- ウ 間伐の早急な実施を推進するため、森林組合の林内作業車等の導入
- エ 高性能林業機械のオペレーターを育成するため研修会等への積極的参加等の推進

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進や、森林資源の保続を確保する取組の実施が重要です。本町における素材の生産流通・加工については、製材及びオガ粉加工を主体とした小規模工場1社であり、現在使用している素材は、間伐等から生産される中小径木が主体で、主にチップ・オガ粉の生産を行っております。

木材の有効活用に努めるためには、木材の高度利用の観点から小径木の付加価値を高めていく必要があり、加工場の改善及び加工技術を高め、加工コストの軽減をするとともに、付加価値の増大を図るものとします。

一方、流通組織の整備は、個別分散的取引が大部分で市場が乏しいため、需要動向に対する情報収集を図るとともに、木材流通過程の効率化・低コスト化を図り大量取引への移行を促進し、林産市場の安定化を促進するものとします。

さらに、地域材の利用に向けた町民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携による特色のある取組、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めます。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成 22 年法律第 36 号)に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」(平成 23 年 3 月策定)に即して公共建築物等において積極的に木材、木製品を利用するほか、建築材をはじめ、森林バイオマスエネルギーの導入など、幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し地域材を低コストで安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強

化を推進するとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48)に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

4 その他必要な事項

(1) その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業及び木材産業の成長発展や森林空間の活用による就業機会の創出、生活環境の整備により山村における定住を促進することとします。

また、山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るため、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の活用の促進により、都市と山村の交流を促進することとします。さらに、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO法人の多様な主体による森林資源の利活用等を進めることとします。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害を防止するための措置を実施すべき森林区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表4のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正するものとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ、単独又は組み合わせで推進するとともに、被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進するものとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施にあたっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整するものと

します。(関連計画:北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画)

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生、又は、そのおそれがある森林については、森林組合や林業事業体等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めるものとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲(ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。)、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認するものとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、植栽樹種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討するものとします。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1)森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病虫害等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木等の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、本町では確認されていませんが、渡島檜山森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病虫害等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

(2)その他

森林病虫害等の被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などにあたっては、本町や振興局、森林組合、試験研究機関、森林所有者ほか関係者が連携し、被害の程度に応じた対応をすることとします。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

ア エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ造林地においては野ねずみの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。また、野ねずみの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置等の対策を実施するものとします。

イ 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い、早期防除に努めるものとします。

ウ 森林の保護にあたっては、森林組合、林業事業体等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進するものとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進するものとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置するものとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林又は森林に接近している政令で定める範囲内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地に火入れをしようとするときは、「別海町火入れ許可に関する規則」によるものとします。

5 その他必要な事項

(1)病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし。

(2)その他

ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めるものとします。

イ 森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施するものとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うものとします。

ウ 湿原及び湿原流入河川等、河川及び湖沼周辺の森林については、水辺域に生息・生育する野生生物の環境を保全するため、水量の安定供給、水質の浄化や土砂の流出防止に配慮し、極力伐採を控え、連続した水辺林を整備するなど適切な保護・管理に努めます。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進に関する特別措置法に基づいて定める保健機能森林について、保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められた森林のうち、森林の現況・森林所有者の意向・地域の実情・利用者の動向・交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し・森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう区域を設定するものとします。

また、区域を設定するときは、森林の施業と森林保健施設の整備を一体的かつ計画的に行うことができるよう、流域又は地形等を考慮して一体的なまとまりのある森林について設定するものとします。

なお、保健機能森林の区域の設定にあたっては、保健保安林及び同保安林指定予定地を優先し、区域設定後は、保健保安林予定地を当該保安林に指定するよう努めるものとします。

1 保健機能森林の区域

該当なし。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進します。

また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐・除伐等の保育を積極的に行うものとします。

なお、該当森林が生じた場合には、次のとおり定めるものとします。

施 業 の 区 分	施 業 の 方 法
伐 採 の 方 法	択伐を原則とする。
造 林 の 方 法	伐採後は、速やかに植栽又は更新作業を行うものとし、2年以内に更新を完了するものとし、 植栽は、景観を維持向上するカエデ類を中心とした広葉樹を育成し、できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとし、
保 育 の 方 法	特定広葉樹育成施業を推進すべき森林の保育方法に従い行うものとし、

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえ多様な施設の整備を行うものとし、

ただし、保健機能森林の区域内に自然公園地域（普通地域を除く。）を含む場合は、当該自然公園の利用計画にそぐわない森林保健施設は計画しないものとし、区域内に道自然環境保全地域普通地区を含む場合には、原則として当該施設を計画しないものとし、

なお、施設の総量規制及び技術的基準については、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行規則」によるものとし、

(1) 森林保健施設の整備

施 設 の 整 備
該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

立木の期待平均樹高は、整備しようとする建築物の高さを制限するときに使用する数値で、主要な樹種別に次表のとおり定めます。

樹 種	期待平均樹高	備 考
カラマツ	18m	
トドマツ	25m	
そ の 他	25m	

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、防火体制及び防火施設の整備、交通の安全等の円滑な確保に留意するものとし、

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、本町森林整計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとします。

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

- ア II の第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ II の第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ウ II の第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びII の第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ 森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1項口の規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採および木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域については次表のとおり定めます。

区域名	林 班	面積(ha)
別海東部1	347～356,358～394	5,027.69
別海東部2	122～163,165～190,400,402～406	7,105.98
別海東部3	1～14,59,60,66,69～93,113,115～121	3,508.36
別海中部1	94,102～104,107～112,114,191～207,209,217,344～346,395～399	2,234.55
別海中部2	15～58,95～101,105,106	3,211.71
別海西部1	221,294,295～310,312～343	1,111.66
別海西部2	210～213,218～220,222～238,240～278,280～293,401	4,016.17

2 生活環境の整備に関する事項

本町は、豊かな環境資源を有しており、都市にはない多くの魅力や可能性を秘めております。

こうした地域固有の魅力を地域住民が自覚し、その特性を活かしながら都市との共生・対流の促進を図っていく必要があります。このため、地域資源を活用した新たな産業の育成・就業の場の創設を行政と地域住民さらには、外部の関係者等が一体となって検討していくとともに、地域産品等の産地直送体制の整備・情報ネットワーク化・バイオマスエネルギーの利用の研究・地域材の供給コストの低減やロットの拡大・流通の見直し等に積極的に取り組むものとします。

また、森林整備においても、地域住民の多様なニーズに応じた森林整備を森林所有者等の理解と協力の下に計画的に推進するとともに、地域にとって魅力ある社会を構築していくものとします。

3 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

森林と水の関係に着目し、川や海をきれいにするための植樹活動を推進します。

また、地域の森林資源を活用するべく、公共建築物等木材利用促進法に基づく方針の策定などにより地材地消を図っていく他、除間伐や枝打ち工事による雇用確保を進めるなど、地域内での資源循環を重視した活動の提供を続け、旧鉄道林を活用したフットパス等の整備から、地元の交流促進にも努めるものとします。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

別海町の中心位置周辺にある「ふるさとの森」並びに東部に位置する「尾岱沼ふれあいキャンプ場」については町民と森林とのふれあいの場として整備されており、近年、キャンプ場、管理施設、遊歩道等の施設利用が多くみられ維持管理に努めるものとします。

施設の種類	現 状		将 来	
	位 置	規 模	位 置	規 模
ふるさとの森 キャンプ場 遊歩道 尾岱沼ふれあいキャンプ場	別海地区 198 林班 109 林班 尾岱沼地区 387 林班	70ha 管理棟 1 棟 3.00ha 8km(林内散策向) 37ha 管理棟 1 棟 2.50ha		維 持 管 理

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

森林に対する住民のニーズは高度・多様化しており、住民の理解と協力の下、地域住民や都市住民のニーズに応えた多様な森林整備をしていく必要があります。

このため、森林に対する多様なニーズを的確に把握し、計画書案は、広報紙及び、公告・縦覧により公表し、広く住民の意見聴取により森林整備に対する意見を把握し住民意見等を反映していくものとします。

また、様々な体験活動を通じて森林と関わる形での森林利用への期待が高まっていることから、森林所有者等の理解と協力を得ながら、開かれた森林を確保し、教育、福祉、保健等の分野とも連携し、森林環境教育や健康づくり等の森林利用を推進していくものとします。

主な取り組み

- a 住民参加による林業体験活動の推進(植樹、枝打ち)
- b 小中学生を対象とした「森林環境教育」の推進
- c バリアフリーに配慮した遊歩道等の整備

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

上下流3町が連携し活動するグループ「摩周水環境保全実行委員会」等が実施する植樹活動並びに町界を挟む3町による風連湖流入河川連絡協議会主催植樹活動等に積極的に支援するもの

とし、また、平成 12 年より毎年 5 月を「川を考える月間」と指定し、「大気と森と川と海は一つ」を合言葉に、全町をあげて清流を取り戻すため、積極的な植樹活動を引き続き推進しています。

(3) 青少年の学習機会の確保に関する事項

将来にわたって森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解を得ていくためには、子どもの頃から森林や木材にふれ親しむとともに、学校教育等の現場で森林や木材に対する興味や関心を深め、適切な知識を伝えていくことが重要です。このことから、子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む取組みである「木育」を進めるものとします。

また、小中学校の教育課程に導入された「総合的な学習時間」等を活用し、森林に関する学習機会の確保や森林について学ぶことができる場所の整備等、青少年の学習機会の確保に努めます。

(4) その他

該当なし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当無し

7 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備にあたっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとします。

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限の強い方の施業方法に基づいて行うよう必要があります。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区内の施業方法に係る一般的留意事項は、次のとおりです。

なお、保安林及び保安施設地区の施業方法については、個々の指定施業要件が定められていますが、制限の決定及び立木伐採の許可等の処理は、保安林制度の一環として行われますので留意が必要です。

(ア) 主伐の方法

- a 伐採できる立木は、別海町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

- b 伐採方法は、つぎの 3 区分とします。
 - ① 伐採方法の指定なし(皆伐を含む)
 - ② 択伐(伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの)
 - ③ 禁伐(すべての立木の伐採を禁止するもの)

(イ) 伐採の限度

- a 伐採面積の限度は、森林法施工令第 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。
- b 1 箇所あたりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。
 - ① 水源かん養保安林(ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る)については、20ha 以下とします。
 - ② 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ha 以下とします。
 - ③ 大面積の皆伐は更新を妨げ森林を荒廃させるおそれがあることから、皆伐することができる一箇所あたりの面積の限度を、20 ha を超えない範囲内において状況に応じて定めおり、その限度を超えて伐採することはできません。
- c 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅 20m 以上にわたり帯状に残存させなければなりません。
- d 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。
- e 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。

また、2 回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が 10 分の 3 を超えるときは 10 分の 3(指定施業要件で定められた条件を満たす場合には 10 分の 4)とします。

(ウ) 特例

- a 伐期齢の特例の認められている保安林は標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。
- b 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあつては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林については択伐とします。
- c 特例の有効期限は、当該特例の指定日から 10 年以内とします。

(エ) 間伐の方法及び限度

- a 間伐をすることができる箇所は原則として、樹冠疎密度が 10 分の 8 以上の箇所とします。
- b 間伐の限度は、該当森林の立木材積の 100 分の 35 を超えない範囲で、指定施業要件に定められた率とします。

(オ) 植栽の方法及び期間

- a 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行わなければなりません。

- ｂ 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内に行わなければなりません。

イ 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における施業方法の決定は、表 1 の「特別地域内における制限」により行います。

表 1 特別地域内における制限

区 分	制 限 内 容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第 1 種特別地域	(1) 第 1 種特別地域内の森林は、禁伐とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に 10 年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は、現在蓄積の 10%以内とします。
第 2 種特別地域	(1) 第 2 種特別地域内の森林は、択伐法とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができるものとします。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良部分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとします。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。 (4) 択伐率は、用材林においては現在蓄積の 30%以内とし、薪炭林においては 60%以内とします。 (5) 特に指定した風致林については、保育及び保護に努めるものとします。 ア 一伐区の面積は、2 ヘクタール以内とします。 ただし、疎密度 3 より多くの保護木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。 イ 伐区は、更新後 5 年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。
第 3 種特別地域	第 3 種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は設けないものとします

ウ その他制限林

その他制限林における伐採の方法は、表 2 のとおりとします。

表 2 その他制限林における伐採方法

区 分	制 限 内 容
その他制限林	(1) 原則択伐とし、伐採率は蓄積の 30%以内とします。 (2) 鳥獣保護区特別保護地区内の鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については、択伐(その程度が著しいと認められるものについては禁伐)とします。 (3) 次の砂防指定地区内の森林については、皆伐を行うことができます。 ア 伐採面積が、1 ヘクタール未満のもの イ 森林経営計画で、皆伐として計画されたもの (4) 史跡、名勝又は天然記念物に指定されている地域(伝統的建造物群保存地区を除く。)においては、禁伐とします。

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう北海道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項

森林は木材生産以外にも国土保全や水源涵養、環境保全といった多面的な機能を持つ、人々の生活に密接に結びついた存在です。本町ではそれら森林の機能を発揮すべく、平成31年度策定の「別海町第7次総合計画」により、造林、間伐、野鼠駆除による保全に努めています。特に基幹産業である酪農及び漁業との関連が深く、農地保全の役割も果たす防風保安林については、植栽・保育・伐採更新まで一体的管理を行っています。

今後も、森林が将来にわたって適正に管理され、水資源の供給、山地災害の防止、防風・防霧による農地保全などの機能が持続的に発揮されるよう、林業生産基盤の整備に努めるとともに、合理的・計画的な森林整備の促進、間伐材及び林地残材等の有効活用、森林の保全及び育成、森林空間の総合的利用に努めます。

(5) 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本町で、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、森林法 10 条の 11 の 8 第 1 項で規定される施業実施協定の促進を図り、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等について森林施業の共同化を図るものとします。

そのため、施業実施協定の締結を促進し、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合に委託することにより、計画的な森林施業を図るものとします。

森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会への参加を呼びかけるとともに、その地区集会を利用して、また、不在村森林所有者については、町および森林組合が、ダイレクトメール等を利用して、森林の機能及び森林管理の重要性を認識させるとともに、林業経営へ参画、意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すものとします。

あわせて、今後、森林の適切な整備及び保全や施業の受委託を推進するための条件整備として、境界の整備などにより適切な森林管理を進めるものとします。

○森林施業共同化重点的实施地区の設定計画

地区の名称	地区の所在	区域面積	対図番号
該当なし			

(6)その他
該当なし。